



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 山添 慎一郎
(兵庫県弁護士会所属)



第166回 「型」の無償保管と下請法（続報）

1 公取委Q&Aの改定

本誌2025年3月17日号において、金型等を下請事業者に保管させ続ける行為に関する下請法違反の勧告・公表が相次いでいることをご紹介しましたが¹、その後、5月に公正取引委員会ウェブサイトの下請法Q&A²が改訂され、型等の保管に関する箇所（Q46）が追記されました（以下、「改訂Q&A」といいます）。

2 対象となる「型等」

改訂Q&Aでは、製造委託した部品等の製造に用いる型等を下請事業者に保管させている場合において、親事業者が部品等の発注を長期間行わない等の事情があるにもかかわらず、保管費用を支払うことなく下請事業者に型等を保管させた場合には下請法違反のおそれがあるとされています。

ここでの「型等」は、金型、木型、治具、検具、製造設備等をいうとされ、親事業者の所有物でなくとも、廃棄等に親事業者の承認を要する場合など、親事業者が事実上管理している場合には規制対象になり得るとされています。

3 発注を長期間行わない等の事情

改訂Q&Aでは、過去の主な違反事例において「部品等の発注を長期間行わない等の事情」が認められた場合として、①部品等の発注を長期間行わない場合、②下請事業者が型等の廃棄や引取り等を希望している場合、③親事業者が次回以降の具体的な発注時期を示せない場合、④型等の再使用が想定されていない場合が挙げられています。

①については、改訂Q&Aの中で「1年間」という期間への言及がありますが、これは1年間以内であれば無償で保管させてよいという意味ではないと解されています。このため、①よりも③や④を中心的な判断基準としつつ、③や④

に明確に該当しなくとも、少なくとも1年間発注がない場合には、発注のなかった期間について「部品等の発注を長期間行わない等の事情」がある（あった）と評価される可能性が高いと考えておくべきと思われます。

なお、ある時点で今後1年間の具体的発注時期を示せない状態になった後に偶発的な発注があっても違反行為は終了しないと解されている点にも注意が必要です。

4 保管費用の支払い

保管費用の対象となる保管期間は、「型等を用いる部品等の発注が行われていない期間」とされています。したがって、保管費用の発生の始期は、原則として型等の最終稼働時となります。改訂Q&Aによれば、型等の稼働状況を常に把握することが双方にとって過度な負担となる場合には、協議の上、年度ごとの確認・支払いも許容されますが、この場合でも保管期間の考え方は同様です。

保管費用の項目としては、自社倉庫の使用料相当額ないし外部倉庫の使用料のほか、倉庫等への運送費、メンテナンス費用が例示されています。その具体的金額は協議により決定するのが通常と思われますが、改訂Q&Aでは、その前段階として、型等を廃棄・回収するか、保管を継続するか自体についても協議が必要とされていることにも留意いただければと思います。

5 協議・交渉の場面での活用も

今回の改訂により、型等の保管に関する公正取引委員会の考え方が以前よりも具体化・明確化されたといえます。下請法違反のリスク評価の場面だけでなく、今後の保管費用の協議・交渉の場面での、取引先との認識の共有や説得のツールとしての活用も検討いただければと思います。

¹ その後も摘発は続き、今年に入ってから勧告・公表件数は、3月時点では5件でしたが、現在では13件に上ります。

² https://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_qa.html（2025年8月13日最終閲覧）